



令和4年度 山形県 不妊治療費助成制度

**令和4年4月以降の保険適用分から
治療費の自己負担分を一部助成します**

(詳細は、中をご覧ください→)

対象となる治療、助成額

○公的医療保険適用外の治療は対象になりません

事業の対象となる治療 (保険適用されるものに限る)	1回あたりの助成額(一律)
採卵術(卵子を採取できなかった場合も含む)	5万円
胚移植術	4万円
精巣内精子採取術	9万円

助成対象者

- ①公的医療保険が適用される不妊治療(生殖補助医療)のうち、上記の対象となる治療を受けた方
 - ②申請日時時点で、申請者本人が山形県内に住所を有している方
- ※①、②両方を満たす方が対象です
- ※保険適用となるかどうかは、医療機関へお問合せください。

申請方法

- 原則として、令和5年3月15日までに、お住まいの地域の保健所に、郵送又は持参にて申請してください。各種証明書の交付に時間がかかる場合など、申請期限に間に合わない場合は、事前に保健所にご相談ください。
- 山形市に住所がある方は、村山保健所子ども家庭支援課へ申請してください。

助成金の決定及び振込

概ね、申請書を受理した月の翌月下旬頃に決定通知書が送付され、月末に申請書に記載された口座に振り込みます。ただし、書類の確認等により振り込みが遅くなる場合があります。不承認の場合は、不承認通知を送付します。

必要書類

- ①不妊治療(生殖補助医療)費助成事業申請書
- ②医療機関発行の領収書及び医療費明細書
- ③領収書を提出できない場合、医療機関記載の治療証明書及び医療費明細書
- ④申請者の住所を確認できる書類(住民票抄本等)
※3か月以内に発行されたものに限りです。
- ⑤振込口座の通帳の写し(表紙及び見開き1ページ目)

医療機関

不妊治療の保険診療が可能な医療機関であれば、山形県内の医療機関の他、県外の医療機関で受けた治療も助成対象です。

不妊治療の保険診療の可否については、各医療機関へお問い合わせください。

申請についてのお問合せ先

- 村山総合支庁(村山保健所)子ども家庭支援課 保健支援担当 TEL 023-627-1203
〒990-0031 山形市十日町1-6-6
- 最上総合支庁(最上保健所)子ども家庭支援課 保健支援担当 TEL 0233-29-1361
〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034
- 置賜総合支庁(置賜保健所)子ども家庭支援課 保健支援担当 TEL 0238-22-3205
〒992-0012 米沢市金池7-1-50
- 庄内総合支庁(庄内保健所)子ども家庭支援課 保健支援担当 TEL 0235-66-5653
〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1
- 山形県庁 子ども家庭支援課 母子保健担当 TEL 023-630-2347

＊ ＊ 不妊専門相談センター ＊ ＊

山形県では、山形大学医学部附属病院に委託して、面接又は電話による相談を実施しています。お気軽にご利用ください。

- 1 相談方法 面接及び電話相談
- 2 相談日 毎週 火・金曜日
- 3 予約受付番号 023-628-5571【受付時間 月・水・金 9:00～12:00】
- 4 相談担当者 産科婦人科の専門医師
- 5 相談場所 山形大学医学部附属病院 産科婦人科(山形市飯田西2-2-2)

※相談は無料ですが、電話相談の場合、電話代は相談者にご負担いただきます。

秘密は厳守いたします



▲▲▲山形県ホームページから様式をダウンロードできます
(不妊治療 でサイト内検索)